

発掘調査報告書公開活用の展望

国武貞克（奈良文化財研究所）

Potential of public utilization of archaeological reports
KUNITAKE Sadakatsu (Nara National Research Institute for Cultural Properties)

・発掘調査報告書／Archaeological excavation reports

発掘調査報告書の性質

埋蔵文化財とは土地に埋蔵されている文化財と定義される。そのため、発掘調査をおこなうまでその内容がわからないという性質上、周知された埋蔵文化財のすべてが文化財保護法上の保護の対象となっている。その埋蔵文化財の内容や価値をあきらかにしようとする場合、考古学的な手法にもとづく発掘調査が必要となる。埋蔵文化財の発掘調査とは、現地における発掘作業およびその記録と出土品の整理から報告書作成までの整理等作業を経て、発掘調査報告書の刊行（配布を含む）をもって完了する一連の作業のことである（『発掘調査のてびき』2010年3月文化庁文化財部記念物課）。そして発掘作業は、遺跡の成り立ちを、その遺跡の解体作業を通して解明するという性質上、再び同じ遺跡を同じ条件で発掘調査することができない。

このように、もとは戻せない不可逆性をもつがゆえに、発掘調査報告書が担う意義は非常に大きい。その内容は、埋蔵文化財の保護を講じた行政措置の記録であると同時に、発掘調査の内容を的確にまとめた学術的な調査内容の記録でもある。

失われた遺跡の身代わり

発掘調査報告書は失われた埋蔵文化財に代わるものという性格をもつために、刊行された発掘調査報告書は恒久的に保管されることが求められる。将来もしその遺跡が現状保存されていたならば、その遺跡から得られたであろう将来の国民の利益を担保す

るものである以上、発掘調査報告書は理想的には、失われてしまった遺跡の身代わりになるものと位置づけられる。そのため、刊行された発掘調査報告書は、将来にわたって適切に保存されるとともに、広く公開されて、国民が共有し、活用できるような措置を講じる必要がある。

発掘調査報告書の媒体

以上のような埋蔵文化財の発掘調査報告書の性質を踏まえるならば、その媒体については、永久に保存される媒体であることが求められる。少なくとも刊行した後に保管環境が適切であれば、手間をかけずとも消失しない媒体である必要がある。デジタル媒体は、媒体そのものの寿命、データおよびその読み取り装置の規格変更等により、そのまま放置するといつ使えなくなるとも限らず、長期安定保管する上では問題がある。これに対して、紙媒体による印刷物は、保管環境が適切であれば、デジタル媒体よりもはるかに長期に保存することができるという性質と実績がある。そのため、発掘調査報告書は紙媒体による印刷物とすることが求められている。

その作成部数については、国庫補助事業（埋蔵文化財緊急調査等）では300部を原則とし、配布リストを明示して必要に応じて500部まで認めるものとされる。その一方で、国土交通省直轄道路事業では300部が上限とされている（平成26年12月1日付け国国防第158号各地方整備局道路部長あて国土交通省国道・防災課長通知「直轄道路事業の建設工事施行

に伴う埋蔵文化財の取扱いの一部改訂について)。

発掘調査報告書電子化の効果

このように現状で失われた国民共有の財産である当該埋蔵文化財に代わって、およそ 300 部の紙媒体による印刷物が適切な機関に配布されて、恒久的に保管されることになる。埋蔵文化財の記録の保存としては、これが現在のところ最低限に必要な措置として位置づけられる。

これに対して、記録として保存された埋蔵文化財の活用効果を上げるための付加的な措置として、発掘調査報告書の電子化が位置づけられることになる。長期安定保存には不向きな電子データであるが、普及効果は高い。この点に着目して、ホームページに発掘調査報告書の電子データを掲示している機関は多い。従来は印刷物の紙媒体の配布により、およそ 300 ヶ所までとなっていた情報伝達の範囲が機関のホームページに掲載することにより、制限がなくなるためである。

発掘調査報告書の情報伝達範囲の拡大

さらに情報伝達の範囲を広げる工夫が考えられる。機関のホームページに掲示する場合、掲示していることが知られていないと、情報を求めるユーザーには届かない。そのため、発掘調査報告書のデータ掲示を専門とするウェブサイトがあり、それに登録しておけば、検索されて活用される頻度はより高まることになる。

しかし、それでも遺跡の名前が知られていなければ、発掘調査報告書が活用されることは難しい。そこで、発行機関や遺跡名でなく、知りたい属性(時代、遺構、遺物の種別など)で検索すると、それが本文に含まれている場合、当該発掘調査報告書を抽出できるシステムがあれば、ユーザーに的確に情報が伝わり、活用頻度は格段に高まる。全国遺跡報告総覧において、発行機関の区別を越えて、登録された発掘調査報告書の本文を統合的に、一括して全文検索できる機能を持たせているのはそのためである。全国遺跡報告総覧に発掘調査報告書を登録することは、現状において、発掘調査報告書を通じて、埋蔵

文化財の活用効果をもっとも高める措置といえる。

報告書電子化の埋蔵文化財行政上の位置づけ

このように、埋蔵文化財の発掘調査報告書は、およそ 300 部の印刷物による紙媒体の適切な配布が最低限に必要な保存の措置であり、電子化による各種利用は、発掘調査報告書の活用効果を高めるための付加的な措置として位置づけられる。その活用効果を高めるための付加的な措置のうち、現在のところ全国遺跡報告総覧への登録が、もっとも効果の高い措置として位置づけられる。

紙媒体と電子データの両立

ところで発掘調査報告書の電子データは、長期安定保存に不向きであるため、将来の国民にとってその埋蔵文化財が現地保存されていた場合に、その埋蔵文化財から得られたであろう利益を肩代わりできる存在になることはできない。要するに発掘調査報告書の電子データは、失われた埋蔵文化財の代わりとはなり得ず、つまりは発掘調査報告書にはなり得ないのである。しかしながら、全国遺跡報告総覧に登録することで、現在の国民にとっては、もっとも効果的な埋蔵文化財の情報の入り口となる。

この点において、およそ 300 部の印刷物による紙媒体の適切な配布とは、厳密に区別され、それゆえに両立するものである¹⁾。2010年10月の国土交通省直轄道路事業の会計検査以来、発掘調査報告書のデジタル化を進めると、300部の印刷経費を事業者が負担しなくなるのではという危惧が、地方公共団体等の一部の文化財担当者間で広がったことも事実である。しかし、PDFデータは紙媒体の活用を促進するものとして積極的に位置づけることができるものの、保存という観点から問題があるために発掘調査報告書にはなり得ないものである。ましてや全国遺跡報告総覧に登録される100MB以下の低精度データではなおのこと、記録保存調査の成果物としての役割を担えるものではない。この点において、紙媒体の発掘調査報告書とその電子データは、矛盾や重複するものではなく、両立し得ることを明確に説明できる。

埋蔵文化財活用事業の広報効果の促進

全国遺跡報告総覧は、現在では1ヶ月で100万回以上のページ閲覧数をもつ。全国6,000人弱の埋蔵文化財専門職員と専攻学生だけでは、この数字は説明できないので、一般の方によるかなりの数の閲覧が想定される。ところで全国遺跡報告総覧には、文化財活用事業の紹介をトップページ上に掲載することができる。埋蔵文化財に何らかの関心をもつユーザーが月間100万回以上閲覧するこのシステムに、自機関の活用事業の情報を掲載する意義と効果については、改めて述べるまでもないだろう。また、報告書の全文検索データベースと活用事業のデータベースが同居することによる相乗効果が期待される。発掘調査報告書を見に来たユーザーが、同じ関心にもとづいて、その遺跡が所在する自治体周辺での講演会や展示会の情報を探すことも十分にあるだろう。また逆に、活用事業の情報を求めるユーザーが、活用事業で接した遺跡の報告書を検索・閲覧することもあり得るだろう。さらに展示会や体験学習等への活用事業への参加のために、所蔵施設への訪問機会が拡大する可能性も期待される。

また、登録した各機関の発掘調査報告書のダウンロード件数などの統計情報を確認できる。これらのリアルタイムな変動は、ユーザーの関心の所在が明

確に示されるため、参考にすると埋蔵文化財の活用事業において時宜に適った情報提供が可能となる。登録情報への反応が数値化されるため、これまでの一方向的な発信と異なり、今後は的確かつ効果的な情報発信が可能となるだろう。

このように、全国遺跡報告総覧は、発掘踏査報告書を通じて、埋蔵文化財の活用を一層促進するのに欠かせない、強力なツールとなることはあきらかである。今後は、全国の発掘調査に関わる地方公共団体等のより積極的な登録と活用を呼びかけたい。

【註】

- 1) 文化庁および埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による2017年3月31日刊行の報告書『埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について1(報告)』11-12頁において、全国遺跡報告総覧が取り上げられている。その中では全国遺跡報告総覧を「印刷物の発掘調査報告書の存在を広く国民に周知し公開するため」の事業として位置づけ「大きな成果が挙げられている」とし、「この取組は、発掘調査報告書の活用事業と位置づけられ、印刷物の発掘調査報告書と性格を大きく異にするもの」としている。